

平成28年8月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

1 徳島県後期高齢者医療広域連合告示第11号

平成28年8月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年7月29日

徳島県後期高齢者医療広域連合長 遠藤彰良

(1) 期日 平成28年8月10日

(2) 場所 徳島市川内町平石若松78番地1 徳島県国保会館3階 研修室

2 平成28年8月10日(水)午後1時30分開会

3 出席議員は、次のとおりである。

1番 須見矩明	2番 梶原一哉
3番 泉理彦	4番 井村保裕
5番 久米良久	6番 川真田哲哉
7番 野崎國勝	8番 久保田哲生
9番 山子凱雄	10番 中田丑五郎
11番 花本靖	12番 岩城福治
13番 梶野利男	14番 後藤正和
15番 坂口博文	16番 影治信良
17番 福井雅彦	18番 前田惠
19番 原田幹夫	20番 中勝
21番 森彪	22番 玉井孝治
23番 鈴木幸三	24番 小坂重夫
25番 横関道恵	

4 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

広域連合長	遠藤彰良	副広域連合長	黒川征一
副広域連合長	石川智能	監査委員	浜渕一男
事務局長	松平芳典	総務課長	芝田正志
事業課長	仲英樹	事業課主査兼係長	矢野友子
事業課主査兼係長	森北晃示	事業課主査兼係長	野崎智和

5 職務のため出席した職員の職氏名は、次のとおりである。

総務課課長補佐	村田英昭	総務課係長	工藤聖隆
---------	------	-------	------

6 議事日程(第1号)

第1 会議録署名議員の指名について
第2 会期の決定について
第3 新たに選出された議員の議席の指定について

- 第4 監査委員による監査報告について
- 第5 議長の選挙について
- 第6 同意第3号 徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 第7 議案第11号 平成28年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第12号 徳島県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 訴えの提起について
- 議案第14号 平成27年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

7 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 新たに選出された議員の議席の指定について
- 日程第4 監査委員による監査報告について
- 日程第5 議長の選挙について
- 日程第6 同意第3号
- 日程第7 議案第11号から議案第14号まで

(午後1時30分開会)

○副議長（坂口博文君）

定刻がまいりましたので、ただいまから、平成28年8月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

現在、議長が欠員となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、私が議長の職務を行わせていただきます。御協力のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、広域連合長から、招集の挨拶があります。

○副議長（坂口博文君）

連合長

○広域連合長（遠藤彰良君）

平成28年8月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、後期高齢者医療制度につきましては、本年度で、発足から9年目を迎えることとなりますが、発足当初10万8,000人余りであった当広域連合の被保険者数は、高齢化の進行により、平成28年4月現在では12万1,000人余りと、発足当初に比べ12%伸びており、これに伴って医療費も年々増加しているところでございます。こうしたことから、後期高齢者医療をどう支えていくか、制度の安定的な運営の確保が大きな課題となっております。

国におきましては、去年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、被用者保険者の負担のあり方を見直すなど、国民皆保険制度の安定的な運営に向けて大きな改革が行われておりますが、当広域連合といたしましても、今後の制度改革の動向を注視するとともに、市町村と連携しながら、レセプトの二次点検や後発医薬品の利用促進を実施することで医療費の抑制に取り組むほか、健康づくりに関する施策の推進などにより、被保険者の皆様一人一人が安心して医療を受けることができるよう、安定した制度の運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、社会保障・税番号制度に関しましては、御承知のとおり、本年1月から個人番号の利用が始まっており、今後は、住民の利便性の向上や業務の効率化を図るため、来年7月を目途に国、地方公共団体及び当広域連合を含めました医療保険者等との間で、情報連携を開始する予定となっております。

当広域連合におきましても、情報連携に向け環境整備を図るとともに、情報のセキュリティ面を含めた業務対応をしっかりと進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、議員の皆様の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、今定例会には、副広域連合長の選任同意をはじめ、番号制度における情報連携に要する経費などを含めた平成28年度特別会計の補正予算や、損害賠償請求訴訟の提起など議案5件を御提出いたしております。詳細につきましては、後ほど事務局長から御説明申し上げますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。招集の御挨拶

といたします。

○副議長（坂口博文君）

これより、本日の会議を開きます。日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

まず、議員の辞職等について御報告申し上げます。去る、6月に岡孝治議長から辞職願が提出され、閉会中でありましたことから、副議長において、これを許可いたしておりますので、御報告申し上げます。

次に、徳島市選出の武知浩之議員、阿波市選出の木村松雄議員、美馬市選出の藤原英雄議員、三好市選出の大浦忠司議員、松茂町選出の佐藤道昭議員が、閉会中に辞職されております。ここに、改めまして、辞職されました議員の皆様方の御尽力に対しまして感謝を申し上げ、御報告とさせていただきます。

次に、このほど徳島市議会議長、阿波市議会議長、美馬市議会議長、三好市議会議長、松茂町議会議長、藍住町議会議長から、広域連合議会議員選出の通知があり、これを受理しております。

次に、監査委員から、本年2月から7月までに実施した例月出納検査及び決算審査の結果について、議長及び副議長宛てに、報告書が提出をされております。以上、御報告を申し上げます。

次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

○副議長（坂口博文君）

それでは、日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、徳島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第76条の規定により、副議長において、3番泉理彦君、17番福井雅彦君のお二人を指名いたします。

○副議長（坂口博文君）

次に、日程第2会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（坂口博文君）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定をいたしました。

○副議長（坂口博文君）

次に、日程第3新たに選出された議員の議席の指定を行います。

なお、この度、本広域連合議会議員に選出された方々は、徳島市から須見矩明君、同じく徳島市から梶原一哉君、阿波市から野崎國勝君、美馬市から久保田哲生君、三好市から山子凱雄君、松茂町から原田幹夫君、藍住町から森彪君、以上の方々であります。

新たに選出された議員の議席については、会議規則第4条の規定により、ただいま、御

着席のとおり指定いたします。

○副議長（坂口博文君）

次に、日程第4監査委員による監査報告については、本定例会に上程されております議案のうち、決算に関する案件がございますので、浜渕一男代表監査委員に監査結果の報告を求めます。

○副議長（坂口博文君）

浜渕代表監査委員

○代表監査委員（浜渕一男君）

監査委員の浜渕でございます。議長から監査報告を求められましたので、決算審査の結果を御報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付されました平成27年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、去る6月22日、決算審査を実施いたしました。審査の結果、決算書及び附属書類はいずれも関係法令に準じて調製されておりました。また、関係諸帳簿並びに証拠書類等を照合し、慎重に審査を行った結果、決算書及び関係書類の係数は正確であり、加えて会計処理手続につきましても適正であることを確認したところでございます。なお、予算の執行につきましては、関係法令及び予算の議決の趣旨に則り、適正かつ効率的に執行されていることが認められましたので、ここに御報告申し上げます。以上です。

○副議長（坂口博文君）

次に、日程第5議長の選挙を行います。

本件は、議員の辞職により、欠員となっております議長を選挙するものであります。

お諮りいたします。議長選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（坂口博文君）

異議なしと認めます。よって、議長選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長において、指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（坂口博文君）

異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定をいたしました。

それでは、徳島県後期高齢者医療広域連合議会議長に須見矩明君を指名いたします。
お諮りいたします。ただいま、御指名いたしました須見矩明君を、徳島県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長（坂口博文君）

異議なしと認めます。よって、須見矩明君が徳島県後期高齢者医療広域連合議会議長に
当選されました。

○副議長（坂口博文君）

ただいま、議長に当選されました須見矩明君が議場におられますので、本席から会議規
則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました須見矩明君から御挨拶があります。

○副議長（坂口博文君）

須見矩明君

○1番（須見矩明君）

徳島市選出の須見でございます。議長就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様方の御支持を賜り、議長という名誉ある要職に就かせていただくことと
なりました。誠に光栄であると同時に、責任の重さを痛感いたしております。微力ではご
ざいですが、広域連合議会の円滑な運営が図られますよう、全力で取り組んでまいる所存
でございます。今後とも、皆様方の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ
まして、議長就任の御挨拶といたします。ありがとうございました。

(拍手)

○副議長（坂口博文君）

それでは、議長が選挙されましたので、議長と交代をいたします。御協力、ありがとう
ございました。

(副議長坂口博文君退席、議長須見矩明君議長席に着く)

○議長（須見矩明君）

次に、日程第6同意第3号徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
を、議題といたします。提出者の説明を求めます。

○議長（須見矩明君）

連合長

○広域連合長（遠藤彰良君）

ただいま、御提案いたしました徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について、御説明申し上げます。本案は、徳島県後期高齢者医療広域連合規約第11条第1項及び第12条第5項の規定に基づき、徳島県市長会副会長、黒川征一氏の副広域連合長への選任について、御同意をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（須見矩明君）

お諮りいたします。本案については、成規の手続を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（須見矩明君）

御異議なしと認めます。よって、本案については、成規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（須見矩明君）

御異議なしと認めます。よって、同意第3号徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（須見矩明君）

ここで、ただいま選任されました、副広域連合長の出席を求めることといたします。

（副広域連合長黒川征一君入場）

○議長（須見矩明君）

副広域連合長から、御挨拶があります。

○議長（須見矩明君）

黒川征一君

○副広域連合長（黒川征一君）

皆さん、こんにちは。大変お暑うございます。三好市長の黒川征一でございます。ただいまは、副広域連合長の選任に御同意を賜りまして、誠にありがとうございます。浅学非才ではありますが、遠藤広域連合長ともども、今後とも国の動向に注視しながら、県内市町村の現行制度が円滑かつ効率的に運営できるように努めてまいりたいと思っております。

議員の皆様方におかれましては、どうぞ、御指導と御鞭撻、叱咤激励を賜りますよう心からお願い申し上げまして、簡単でございますが、就任の御挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

○議長（須見矩明君）

次に、日程第7議案第11号平成28年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第12号徳島県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議案第13号訴えの提起について、議案第14号平成27年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。以上4件の提案理由について、事務局の説明を求めます。

○議長（須見矩明君）

事務局長

○事務局長（松平芳典君）

議案第11号から議案第14号までについて、順次、御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料②予算議案の3ページをお願いいたします。②の3ページでございます。議案第11号、平成28年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60億9,222万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,261億6,677万3,000円とするもので、歳入歳出予算の補正後の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次の4ページからお示ししております第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。補正予算の概要でございますが、平成27年度療養給付費負担金等において精算を行った結果による、県や該当する市や町からの追加納付及び国、県、支払基金及び該当する市町村からの超過給付となった金額の償還に係る所定の経費並びに平成29年7月から開始予定の番号制度における情報連携に対応した電算処理システム整備等の経費が必要となったため、補正を行うものでございます。なお、補正の詳細につきましては、全員協議会で御説明申し上げたとおりでございます。

次に、議案第12号について御説明をさせていただきます。資料④条例等議案の1ページをお願いいたします。④の1ページでございます。議案第12号徳島県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、お願いするものでございます。詳細につきましては、資料⑤の条例議案概要説明書で御説明いたします。恐れ入りますが、資料⑤の1ページをお願いいたします。改正の趣旨でございますが、地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い、現行条例について、所要の改正を行うものでございます。改正の概要でございますが、地方公務員災害補償法による年金補償のうち、傷病補償年金と同一の事由により障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に改正するものでございます。施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものでございます。なお、この適用につきましては、支給すべき事由の発生日により、一定の経過措置を設けるものでござい

ます。

次に、議案第13号訴えの提起についての御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料④条例等議案の3ページをお願いいたします。④の3ページでございます。本件は、交通事故に起因する損害賠償の請求に関し、加害者等に対して、当広域連合が負担した医療給付費相当額の支払いを求める訴えを提起することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第12号の規定に基づきまして、議決をお願いするものでございます。訴えの当事者でございますが、原告は当広域連合でございます。また、被告につきましては、交通事故の加害者被告A及びその使用者兼加害車両の所有者被告Bでございます。なお、被告の住所、氏名等につきましては、お示しのとおりでございます。事件名は、損害賠償請求事件でございます。事件の概要でございますが、被告Aが平成25年7月24日に起こした交通事故により、当広域連合では被保険者である被害者に対して後期高齢者医療給付を行ってまいりました。本件では給付事由が第三者の不法行為によるものであることから、高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1項の規定により、被害者が相手方に対して有する損害賠償の請求権を当広域連合が取得いたしました。これまで、この損害賠償請求権に基づく求償事務を同条第3項の規定により徳島県国民健康保険連合会に委託し、被告A及び被告Bに対して支払いを求めてまいりましたが、被告Aが自動車運転過失傷害事件による刑事裁判で係争中であり刑が確定していないことから、被告Aとの協議が整わず、支払いもなされないという状況が続いたことにより、当該請求権が時効にかかる3年が経過するおそれが生じてまいりました。このため、去る7月14日付けで、被告A及び被告Bに対して民法第153条の規定に基づく催告を行い、時効の延長を行ったところでございますが、さらに時効の中断を図るため、被告Aに対して民法第709条の規定に基づき、被告Bに対しては民法第715条及び自動車損害賠償保障法第3条の規定に基づき、当広域連合が負担した医療給付費相当額3,014,683円及び弁護士費用相当額301,468円の損害賠償金並びにこれらに対する遅延損害金の支払いを求め、本訴訟を提起するものでございます。処理方針でございますが、本件訴えの提起後において、裁判所から和解案の提示があった場合には、裁判上の和解をもって、本件訴えを終結させることができるものとするものでございます。なお、本件訴訟に至った交通事故の概要等につきましては、全員協議会で御説明を申し上げたとおりでございます。

次に、議案第14号について御説明をさせていただきます。同じく資料④条例等議案の5ページをお願いいたします。④の5ページでございます。議案第14号平成27年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。一般会計の決算の概要につきましては、恐れ入りますが、資料⑥の14ページをお願いいたします。⑥の14ページでございます。実質収支に関する調書でございますが、一般会計の歳入総額は1億4,441万3,000円、歳出総額は1億2,906万5,000円、歳入歳出差引額は1,534万8,000円、実質収支額も同額でございます。なお、実質収支額は地方自治法第233条の2の規定により、全額、財政調整基金に繰り入れるものでございます。次に、特別会計の決算の概要でございますが、同じく資料⑥の34ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、特別会計の歳入総額は1,254億9,407万3,000円、歳出総額は1,194億1,723万円、歳入歳出差引額は60億7,684万3,000円、実質収支額も同額でございます。なお、実質収支額は平成28年度に全額、繰り越すものでございます。決算の詳細につきましては、全員協議会で御説明を申し上げたとおりでございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（須見矩明君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

○議長（須見矩明君）

これより、質疑及び一般質問に入ります。質疑及び一般質問の通告がありましたのは、1名であります。通告者の発言を許します。

9番山子凱雄君

○9番（山子凱雄君）

三好市議会議員の山子でございます。議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。昨日事務局に問合せいたしますと、質問は私一人という事で、しかも3年ぶりという事で少ない。これは首長さんが半数近く占めてありますので、知りきっているのだろうと私は解釈しております。私も後期高齢者の仲間入りをしておりますので、一つ前後する点はお許しをいただきたいと思えます。それでは通告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず第一点目でありますけれども、皆様方のお手元にも資料があると思えますが、平成27年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書についてであります。実質収支は当該年度の実質的な収支差引額が赤字か黒字か、財政運営の状況を判断する上で大事なポイントとなると私は解釈しているものであります。平成27年度特別会計の実質収支額は60億7,684万3,000円、繰り越すべき財源はないので形式収支、いわゆる歳入から歳出を引いた形式収支ズバリであります。実質収支は前年以前からの収支の累計でありますので、それらを差し引かなければ単年度収支が出てこないのであるが、単年度収支はどのようになっているのか、あるいは基金等の積立てや取崩し等々を加減した実質単年度収支がどのようになっているのか、市町村の会計の場合は地方債の繰り上げ償還を含めて精算したものが実質の単年度収支になると私は解釈しているところである。

第二点目でありますけれども、平成27年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の特別会計の療養給付費についてお尋ねいたします。療養給付費は1,087億7,950万9,000円の支出済みとなっておりますけれども、支出額の91パーセントを占めております入院、あるいは外来療養給付に係る疾患の上位ワースト5はどのようになっているのか。あるいは、1人当たりの年間療養給付はいくらか、全国平均と対比した時にどうなっているのかお尋ねしたい。

次に、第三点目でありますけれども、後期高齢者医療の軽減特例の見直しでありますけれども、これらは以前から新聞やテレビ等で報道されておりますように、第82回社会保障審議会医療保険部会が平成26年10月15日に開かれた訳でございますが、この中で2割軽減・5割軽減を拡大して、片方では9割軽減・8.5割軽減を見直し、平成29年度から本則の7割軽減とするという事であります。本年度における国の激変緩和措置などがどのようなことになっているのか、本省の動きをつかんでいるのかどうか、そのことについてお尋ねするものであります。そして本則の7割軽減となった場合、低所得者層への影響は大きいと言えるが、広域連合としてどのように捉えているのかお聞きしたい。以上三点の答弁をいただいて再問してまいります。

○議長（須見矩明君）

事務局長

○事務局長（松平芳典君）

山子議員の御質問に、順次、御答弁申し上げます。最初に、平成27年度の単年度収支及び実質収支につきまして、御答弁申し上げます。まず、単年度収支でございますが、平成27年度の実質収支額、60億7,684万3,748円から、前年度の実質収支額であります、62億7,224万4,082円を差し引きました、マイナス1億9,540万334円が単年度の収支額でございます。

次に、実質単年度収支でございますが、単年度収支に財政調整基金への積立金1,633万9,009円を加えました、マイナス1億7,906万1,325円でございます。なお、単年度収支、実質単年度収支につきましては、マイナス収支となっておりますが、当広域連合では、従来から、実質収支額を翌年度への繰越金として取り扱っており、平成27年度の繰越金60億7,684万3,748円は、平成28年度の補正予算の歳入として計上させていただいております。また、補正予算の歳出において、国等への償還金などを差し引いた余剰分の31億7,668万3,000円を予備費として計上し、想定外の医療給付費の増加等に対応できるものとしていただいております。

次に、療養給付費の決算に関する御質問に御答弁申し上げます。本県における平成27年度の療養給付における主な疾患につきまして、給付費の高額なものから順に、入院では、骨折、関節疾患、脳梗塞、肺炎、慢性腎不全となっております。外来では、慢性腎不全、高血圧症、糖尿病、関節疾患、脂質異常症の順となっております。また、全国的な療養給付における疾患につきましても、入院、外来とも本県と同様の疾患が上位を占めております。なお、本県における疾患の特徴といたしましては、学術機関による研究によりますと、総摂取カロリーに占める糖質などの割合が他県よりも高く、運動習慣は少ないとのデータがあり、糖尿病や脂質異常症などの生活習慣病による受診者が多いことが見受けられるところでございます。

次に、本県における本人負担額を含めた1人当たりの年間平均医療費は、厚生労働省の後期高齢者医療事業報告によりますと、平成26年度で100万3,667円であり、全国平均の93万2,290円と比べ、7万1,377円上回っている状況でございます。なお、この一人当たりの医療費につきましては、全国47都道府県のうちで上位から14番目となるものでございます。

次に、後期高齢者医療保険料の軽減特例の見直しについて、御答弁申し上げます。後期高齢者医療制度の保険料につきましては、平成20年度の制度発足から世帯の所得に応じて均等割の7割、5割、2割を軽減する制度、また被用者保険の被扶養者であった方につきましては、2年間に限りまして均等割を5割軽減し、所得割を賦課しないという制度が設けられております。この制度に加えまして、制度施行時の激変緩和措置として、平成20年度以降、国からの補助によりまして、低所得者の更なる軽減として7割軽減に上乗せして均等割を9割または8.5割軽減する措置と、所得が一定額以下の方については、所得割を5割軽減する措置、また元被扶養者に対するさらなる軽減としまして、均等割を9割軽減する措置に加え、2年間限りとする措置を当面の間、継続するとの措置が実施されて

いるところでございます。この特例措置につきましては、これまでも社会保障審議会医療保険部会等において、負担の公平を図る観点から段階的に縮小すべきである、また恒久的な措置として制度全体の安定化を図るべきである等の議論がなされてきたところでございます。こうした中、平成27年1月13日に社会保障制度推進本部が決定した医療保険制度改革骨子において、議員御質問のとおり、後期高齢者医療保険料の軽減特例については平成29年度から原則的に本則に戻すとともに、急激な負担増となる方については、きめ細やかな激変緩和措置を講じることとし、激変緩和措置の具体的な内容につきましては今後検討し、結論を得るとされているところでございます。

当広域連合では、全国の広域連合で組織します全国後期高齢者医療広域連合協議会としまして、本年6月8日に開催されました平成28年度広域連合長会議において、国に対して、低所得者に対する保険料軽減特例措置については、生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持すること、やむを得ず見直す場合には、その必要性について、国による丁寧な説明と周知を行い、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細やかな激変緩和策を講じ、その内容については早期に提示することなどの要望を行っているところでございます。また、この保険料軽減特例措置の見直しの現状について、厚生労働省保険局高齢者医療課に確認しましたところ、本年7月14日に開催された第96回社会保障審議会医療保険部会の中で、6月2日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2016の改革工程表に関連して議論が行われたとのことであり、具体的な内容については年末を目途に示されるとの回答をいただいております。軽減特例措置が廃止された場合、被保険者の方々に大きな影響を与えると考えられることから、今後におきましても、国の動向を注視しながら適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（須見矩明君）

9番山子凱雄君

○9番（山子凱雄君）

御答弁をいただきましたので、少し再問をさせていただきます。

第一点目につきましては、単年度収支が黒字か赤字かという事で、御答弁のあったとおり金額的には赤字であるとのことでした。

第二点目でありますけれども、答弁のありました本県の医療費が1人当たり100万円を少し超えており、全国平均と比べ7万少し上回り、47都道府県中上位から14番目ということでありますけれども、我が三好市の場合、74歳までの国保の医療費については、徳島県内でもワースト3位を前後しており、一人当たり40から48万円前後と、県内の中でも三好市の場合は医療費が高いと言われている。それに比べますと、後期高齢者の場合はその2倍以上の医療費だということであるが、後期高齢者の医療費の抑制という観点から、健康診査、いわゆる健康診断をして早期発見や早期治療をすることが大事であることは言うまでもないことでもありますけれども、健康診断の取組みや健康診断の受診率が全国平均に対してどのようになっているのかお伺いしたい。

それから、三番目の質問でありますけれども、全て答弁をいただいたように思いますけ

れども、平成29年度から本則の7割に戻すという事になった場合、先ほど、答弁では国へ問い合わせた結果、激変緩和措置を検討中で、本年末には具体的な方向が示されるとの答弁をいただきました。後期高齢者医療の保険料が本則の7割となった場合、我が三好市の場合を例にとりますと、平成28年度の被保険者は概数で約7,000人であるが、9割軽減の該当者が2,500人で全体の35%、8.5割軽減が2,000人で29%、あわせると軽減対象者は全体の61%を占め、5割、2割及び軽減なしは1,200人ということで17%しかおりません。このことは全般として三好市の場合には所得水準が低いためであります、その影響は非常に大きいものであります。これは事務サイドの問題ではなく、政治においてどう救済するか、激変緩和をどうするかという事になる訳でございますが、この激変緩和措置の動向について改めてお聞きしたいと思います。以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（須見矩明君）

事務局長

○事務局長（松平芳典君）

山子議員の御再問に順次、御答弁申し上げます。まず、療養給付費の抑制に関する健康診査の取組についてでございますが、平成26年3月に、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針が公表され、後期高齢者医療広域連合は、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努めなければならないこととされており、このことを踏まえ、当広域連合では、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防のため、他の保険者が40歳以上の加入者に対して行っている特定健康診査に準拠した健康診査を実施しているところでございます。実施方法といたしましては、毎年7月末に対象となる被保険者へ受診券を送付し、受診券の到着後から、徳島県内の医療機関若しくは市町村が実施する集団健診等のいずれかにおいて、健康審査を受けることができることとなっております。対象者につきましては、生活習慣病と診断されていない方や入院又は施設入所をされていない方としております。当広域連合における平成27年度の健康診査対象者は1万9,471人で、そのうち受診者は5,537人、受診率は28.44%で、全国平均の26.80%を1.64%上回っている状況でございます。また、健康診査の診査項目につきましては、特定健康診査における基本的な健診項目と貧血検査に加え、本県は糖尿病患者が多いことから、腎機能検査の血清クレアチニン、代謝系検査の血清尿酸をその他項目として追加設定しております。この健康診査は、生活習慣病等の発症や重症化の予防及び心身機能の低下の防止を目的として実施するものでございますが、ひいては医療費の抑制につながるものであることから、今後におきましても、より一層の受診率向上を図るため、新聞広告への掲載や市町村広報、ホームページを利用して広報を行うとともに、被保険者の受診機会を増やせるよう、市町村が実施する集団健診の時期に合わせて効果的に実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、保険料の軽減特例の見直しについて、御答弁申し上げます。保険料軽減特例措置に係る財源につきましては、平成20年度の発足当時から全額国からの補助金により措置されております。仮に、この軽減特例措置が廃止された場合、被保険者の方がその分を負

担することとなり、大きな影響が出るものと思われます。本県におきましては、その人数は83,481人、金額は約9億2,400万円となり、被保険者一人当たりの年間の保険料は現行の約15,000円から約26,000円となり、年間約11,000円の負担増となります。また、議員御質問の三好市におきましては、その人数は5,443人、金額は約5,700万円となり、被保険者一人当たりの年間の保険料は現行の約14,500円から約25,000円となり、年間約10,500円の負担増となります。

このように、軽減特例措置が廃止された場合、被保険者の方に大きな影響を与えることとなることから、引き続き、高齢者の生活環境や経済的実情を十分踏まえた上で、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会等を通じまして要望するとともに、今後の国の動向を注視しながら適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（須見矩明君）

9番山子凱雄君

○9番（山子凱雄君）

全て御答弁をいただきました。ありがとうございました。

最後のまとめでございますけれども、国においても、社会保障の医療、介護、年金、これら社会保障の三本柱において年間自然増が2兆円近くになっていることが大きな問題となっているところでございますが、それぞれの地域において医療費をいかに下げていくかという努力が必要なのではないかと思っております。そのためには、それぞれ被保険者が元気で生活ができる、このことに尽きると思う。

三好市の場合、透析患者が多く、一人当たり年間700万と金額が非常にかさんでいる状況にある。これは、75歳以上も然りであります。まずは健診の受診をして早期に予防するといった点から、広域連合でも積極的に後期高齢者に食事や運動の指導をすべきである。そして受診率を28パーセントから30パーセント代に上げていくということも必要だと思っております。そのことが市町村の負担あるいは国全体の医療費を下げることに繋がっていくものであると思っております。いろいろ申し上げましたけれども、注目すべきところは9割軽減、8.5割軽減が今後政治の動向でどのような方向に行くのか、私は注目するものであります。特に三好市の場合ですと、事務局から説明があったように年間所得が80万以下という低所得者層の影響が大きなものになってくる訳でありますので、当広域連合としても、全国組織の中でそのことを強く国や関係機関に働きかけていただきたいということを心からお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（須見矩明君）

以上で通告による発言は終結いたしました。これをもって、質疑及び一般質問を終結いたします。

○議長（須見矩明君）

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長 (須見矩明君)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長 (須見矩明君)

これより、順次、採決をいたします。なお、採決は、起立によって行います。

○議長 (須見矩明君)

お諮りいたします。まず、議案第11号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長 (須見矩明君)

起立多数であります。よって、議案第11号については、原案どおり可決されました。

○議長 (須見矩明君)

次に、議案第12号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長 (須見矩明君)

起立多数であります。よって、議案第12号については、原案どおり可決されました。

○議長 (須見矩明君)

次に、議案第13号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長 (須見矩明君)

起立多数であります。よって、議案第13号については、原案どおり可決されました。

○議長 (須見矩明君)

次に、議案第14号について、原案どおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（須見矩明君）

起立多数であります。よって、議案第14号については、原案どおり認定されました。

○議長（須見矩明君）

この際、お諮りいたします。本定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（須見矩明君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会において議決された案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、これを議長に委任することに決定いたしました。

○議長（須見矩明君）

以上をもって、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

○議長（須見矩明君）

閉会前に広域連合長から御挨拶があります。

○議長（須見矩明君）

連合長

○広域連合長（遠藤彰良君）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の定例会におきましては、議長の選挙が行われ、就任されました須見議長には、心からお喜び申し上げますとともに、今後とも格別の御協力をお願いする次第でございます。

また、今定例会に御提案申し上げました議案につきまして、御審議を賜り、いずれも原案どおり可決、認定をいただきましたことに、厚くお礼申し上げます。さらに、人事案件として、副広域連合長の選任につきましても、議員の皆様の御賛同により、お認めをいただき、誠にありがとうございました。

開会の挨拶でも申し上げましたとおり、今後も高齢者の皆様が不安を持つことなく、安心して医療サービスを受けられますよう、安定した制度運営に向けて業務を行ってまいりたいと考えておりますので、引き続き、議員の皆様の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

○議長（須見矩明君）

これをもって、平成28年8月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたし

ます。

(午後 2 時 2 5 分閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 2 8 年 8 月 1 0 日

議 長

副議長

会議録署名議員

会議録署名議員